



令和7年1月29日

午前9時

住民税非課税世帯に給付金を支給します

市は、物価高騰による負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和6年度の住民税均等割が非課税の世帯に対し、下記のとおり給付金を支給します。

記

1 支給額

- ・ 令和6年度住民税均等割非課税世帯 3万7千円
- ・ 子ども加算支給 子ども1人当たり2万円

※ 非課税世帯への支給は1世帯1回、子ども加算の支給は子ども1人当たり1回限り

2 対象世帯

(1) 3万7千円の支給対象となる世帯

令和6年12月13日(金)現在、本市に住所があり、令和6年度の住民税均等割が非課税の人のみで構成された世帯

(2) 子ども1人当たり2万円の加算支給の対象となる世帯

(1)の3万7千円の給付対象となる世帯で、平成18年4月2日以降に生まれた子どもと生計を同じくする世帯

3 手続きの方法

該当する可能性のある世帯に対して、2月上旬にお知らせを送付します。給付金を受け取るために返信が必要な人と不要な人がいますので、お知らせの記載内容を確認してください。

4 申請期限

3月19日(水) (必着)

※ 詳しくは市ホームページを確認してください



問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

物価高騰対策本部 生活支援班

長寿社会課 福祉企画係長 菅原

主任主事 阿部

電話：(0191)21-8730 (ダイヤル)

FAX：(0191)21-4150

メールアドレス：choju@city.ichinoseki.iwate.jp